

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間及び43年6月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年4月から42年3月まで
②昭和43年6月から44年3月まで

私は、友人から、「夫の年金とは別に自分名義の年金を受給できる。」と聞き、昭和40年9月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は地区の公民館で納付していた。夫は船員で、経済的な余裕もあったので、申立期間は間違いなく納付していたはずである。申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間前後の期間に係る国民年金保険料はいずれも納付済みとされており、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、当該期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、国民年金保険料の未納期間とされていた申立期間①直前の昭和41年3月の国民年金保険料が、平成20年2月5日付けで国民年金保険料納付済期間に訂正されており、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和43年10月21日）及び資格取得日（昭和45年8月1日）を取り消すとともに、当該事業所における資格喪失日を昭和48年2月27日に訂正し、申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、43年10月から45年7月までの期間及び同年12月から47年9月までの期間を6万円、同年10月から48年1月までを9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることから、申立期間②の標準報酬月額については、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年10月21日から45年8月1日まで
②昭和45年8月1日から同年12月31日まで
③昭和45年12月31日から48年2月27日まで

私は、義父から、経営する店を法人化し店舗の拡大を図りたいので手伝ってほしいとの要請を受け、昭和39年3月に、妻と共にB市からC市に来た。

義父、2人の義兄、義姉の婿及び私の5人が役員となり、昭和40年6月にA社が設立された。

私は、会社設立時から、昭和48年2月に会社が閉鎖されるまで働いていた。A社には、私を含めて親族10人が在籍していたが、親族10人

の中で、私一人だけが、一部期間について厚生年金保険の加入記録が無い上、加入記録がある45年8月から同年11月までの期間については、他の役員に比べて標準報酬月額が極端に低くなっていることが分かった。

申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。また、申立期間②について、標準報酬月額が他の役員並みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、A社に勤務していた複数の同僚及び当時一緒に勤務していた親族（役員を含む。）は、いずれも「申立人がA社を辞めたことは一度も無い。親族は全員、一緒に働いていた。申立人にだけ厚生年金保険の加入記録が一部無いのはおかしい。」と証言していることから、申立人は、申立期間①及び③を含めて当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と共に勤務していた当該複数の同僚及び親族には、いずれも厚生年金保険の記録が確認できるとともに、これらの被保険者記録はいずれも期間が継続しており、途中で欠落期間は見当たらないことが確認できる。

さらに、当該事業所の登記簿謄本によると、申立期間①及び③の当時、申立人が当該事業所の役員であったことは確認できるが、事情を聴取できた当時の役員1人及び役員の妻（当該事業所の従業員）3人の計4人のうち2人は、「従業員の給与や社会保険への加入等については、事業主であった義父が一人で決めていた。他の役員には相談等していなかったと思う。」としており、申立人は役員であったが、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り得なかったものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、当時の役員及び同僚の記録から、昭和43年10月から45年7月までの期間及び同年12月から47年9月までの期間は6万円、同年10月から48年1月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は死亡し、当時の役員は不明としているが、申立期間①については、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会

保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、また、申立期間③については、申立人に係る資格の喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所に記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和45年12月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届けており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年10月から45年7月までの期間及び同年12月から48年1月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立期間②より前の申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和40年6月1日から43年10月21日までの期間）における標準報酬月額の記録の推移、並びに当時のほかの役員及び同僚の申立期間②を含む前後の期間に係る標準報酬月額の記録の推移から見て、標準報酬月額が著しく低額であり、不自然であることが確認できる。

また、当時の役員及び役員の妻（当該事業所の従業員）で事情を聴取できた3人は、「申立人を含む役員の給与が下がったことは一度も無かったし、申立人の給与が他の役員や従業員より低いことも無かった。」と証言しており、このうち2人は、「申立人の給与は、次女の夫と同程度であったと思う。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当時の役員及び同僚の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に全喪し、事業主も死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和33年3月1日にA社に入社してから現在まで、A社に継続して勤務している。ところが、37年9月1日付けでA社B支社から本社に異動したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、A社B支社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月31日で、本社における資格取得日が同年9月1日とされており、空白期間が生じている。

A社B支社における資格喪失日が誤っていると思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る在職証明書及び人事記録並びに雇用保険の記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年9月1日にA社B支社から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年7月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

私が以前勤務していたA社の事務担当者から、「私のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日について、平成4年6月1日とするべきところを、誤って同年5月31日として、社会保険事務所に届け出たことが分かったので、社会保険事務所に連絡してほしい。」との連絡があり、当該事業所に係る私の厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者期間が平成2年9月10日から4年5月31日までとなっていることが分かった。

当時の給与明細書等は保管していないが、当該事業所が社会保険事務所に私の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事務担当者が「申立期間当時、自分は、申立人が勤務していたA社と事業主が同じであるC社に勤務し、両社に係る給与計算等の事務を行っていたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、誤って離職日の平成4年5月31日として社会保険事務所に届け出ていることに気付いた。厚生年金保険料は当月分の給与から控除しており、申立人の平成4年5月分の保険料も、申立人に支給した同年5月分の給与から控除している。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの

と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が申立人に係る被保険者資格の喪失日を誤って離職日の平成4年5月31日として届け出たこと、及び申立人に係る保険料の納付を行っていないことを認めていることから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から50年7月まで

私は、昭和50年ごろ、A市に住んでいた。同年9月に故郷のB市で結婚式を挙げ、A市役所C出張所で国民健康保険の加入手続を行った時、担当者から、「国民年金もさかのぼって加入し、保険料を納付してください。」と言われたが、その時は、国民年金保険料をさかのぼって一括納付するだけのお金を持っていなかったため、何か月か後に、郵便貯金を引き出し、加入手続を行い、20歳の時までさかのぼって国民年金保険料18万5,000円をA市役所C出張所で納付した。領収書は受け取っていないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に夫婦連番で払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする申立期間の保険料額は、実際の保険料額と大きく相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から49年8月まで

私は、昭和39年12月ごろに会社を退職後、国民年金に加入した。申立期間に係る国民年金保険料は、当初は母親が納付してくれていたはずであり、42年11月の婚姻後は私が納付していた。納付していた保険料額、納付場所等は、はっきりとは覚えていないが、納付した際に領収書を受け取った記憶がある。

平成3年の台風被害により関係書類等は残っていないが、申立期間に係る国民年金保険料は納付していたはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和52年4月14日であり、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立期間前に勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金が支給

されたとする記録が確認でき、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められない上、当該事業所に係る被保険者資格喪失日（昭和 39 年 10 月 31 日）から約 2 年 5 か月後の昭和 42 年 4 月 3 日に支給された記録となっていることから、申立人自身が請求したものと考えられ、脱退手当金が支給されたとする時期に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、夫の赴任先の A 町（現在は、B 町）で国民年金に任意加入できることを知り、昭和 53 年 1 月に国民年金に任意加入した。夫が転勤するたびに、転居先の市町村で国民年金保険料を納付していた。申立期間については、国民年金の第 3 号被保険者期間とされているが、申立期間においても、銀行等の窓口で、毎月、7,000 円から 8,000 円程度の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認め、第 3 号被保険者期間と重複する申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 61 年 6 月 23 日付けで申立人の被保険者の種別が同年 4 月 1 日から第 3 号被保険者に変更処理されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳においても、同年 4 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失し、同日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間は、国民年金の第 3 号被保険者期間であり、60 か月もの期間にわたり、申立人が並行して国民年金保険料を納付し、かつ、行政が誤った収納をし続けることは考えにくい。

加えて、申立人の第 3 号被保険者への種別変更が昭和 61 年 6 月に行われていることから、昭和 61 年度の国民年金保険料の納付書が発行された

可能性も否定できないものの、社会保険庁の記録上、同年度に申立人の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年1月23日から同年1月31日まで
②昭和26年5月1日から28年5月1日まで

私は、昭和26年1月23日から28年11月30日まで、A及びB艦内で勤務しており、当該期間において、私がC社に勤務していたことを証明するB艦長名の勤務証明書を所持している。申立期間においても、私が、C社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間を含む昭和26年1月23日から28年11月30日までの期間において、C社（社会保険庁の記録上の事業所名は、D社。）に勤務していたことは、申立人が提出したB艦長名の勤務証明書から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月1日であり、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている複数の同僚は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の資格取得日（昭和28年5月1日）であることが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は所在不明である上、当該事業所における被保険者記録を確認できる者のうち事情を聴取できた一人は、「最後の6か月間だけ控除され、今さら、どうして控除するのかと思ったことを覚えている。」としており、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできな

かった。

さらに、申立人は、当該事業所に勤務していたとする期間（昭和 26 年 1 月 23 日から 28 年 11 月 30 日までの期間）のうち、昭和 26 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間において、E 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人と同様に 28 年 5 月 1 日に C 社における被保険者資格を取得している複数の同僚についても、26 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間において、E 社における被保険者記録が確認できるところ、申立期間において、E 社における被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて一人も確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和53年6月1日から54年2月1日まで
②昭和61年9月から62年6月まで
③昭和62年7月20日から63年10月1日まで

申立期間①については、その当時、私は建設業を営んでいたが、昭和53年5月末ごろ、A社に発注した工事代金を当該事業所に支払いに行ったところ、当該事業所の社長から営業担当として入社するように誘われ、同年6月から勤務した。

申立期間②については、その当時、B社で一緒に勤務していた同僚を介して、C社の社長から誘われ、昭和61年9月から当該事業所に営業担当として勤務しており、雇用保険の記録でも同年9月11日から62年6月5日まで確認できる。

申立期間③については、D社の社長の依頼を受け、E社の設立にかかわった後、昭和62年7月ごろから当該事業所に勤務した。その当時、雇用促進助成金の受給申請を行ったが、同助成金を受給するに当たり、申請手続の時点において、従業員が雇用保険と社会保険に加入していることが必要であったと思うので、当該事業所は、その時点で、雇用保険と社会保険に同時に加入しているはずであり、当該事業所に係る私の厚生年金保険被保険者資格取得日が、雇用保険被保険者資格取得日と異なっているのは納得がいかない。

それぞれの事業所において、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格取得日（昭和54年2月1日）はオンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者資格取得日（昭和54年2月1日）とも一致している。

また、当該事業所は既に全喪し、申立人が、その当時、社会保険に関する事務を担当していたとする当時の事業主及びその妻は死亡している上、複数の同僚に聴取しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間を含む昭和53年4月から54年1月までの期間において、申立人夫婦の国民年金保険料が申請免除されている記録が確認できる。

申立期間②については、申立人が、申立期間②において、C社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録上、申立人は、昭和61年9月3日付けで申立人の妻の健康保険被扶養者に認定され、被扶養者の認定が解除された年月日は不明であるものの、申立人は、少なくとも申立期間②の一部において、申立人の妻の健康保険被扶養者であったことが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は、既に死亡している上、当時の事務担当者は、「申立人が正社員であったかどうか分からない。」としており、当時の複数の役員及び同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人が、申立期間③において、E社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により確認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、当該事業所が、厚生年金保険の適用を受けたのは昭和63年10月1日であり、申立期間③は、当該事業所の厚生年金保険の適用前の期間である上、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る職歴審査照会回答票において、申立人及び事業主を含む11人が同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「自分が雇用促進助成金の受給申請を行ったが、同助成金を受給するに当たり、申請手続の時点において、従業員が雇用保険と社会保険に加入していることが必要であったと思うので、雇用保

険と厚生年金保険には同時に加入しているはずである。」としているが、事業主の妻は、「自分は、社会保険の事務に係る業務は行っておらず、申立人又はアルバイトの者が当該業務を行っていたと思う。」としているところ、申立人自身は、当該業務を行った記憶が無く、また、アルバイトをしていた者の氏名等が不明であり、その者を特定することができないことから、当該事業所における厚生年金保険の加入手続等に係る具体的な事務手続の内容が不明である。

このほか、すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 36 年 5 月まで

私は、昭和 27 年 4 月、A社に入社し、Bの甲板員として従事することになった。その後、Cでは甲板員、Dでは 36 年 5 月に退職するまで無線局長として従事していた。申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社のまきあみ旋網漁船に甲板員及び無線局長として乗船していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、当該事業所に係る船舶所有者が船員保険の適用を受けたのは昭和 28 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち 27 年 4 月から 28 年 7 月 31 日までの期間は当該船舶所有者が船員保険を適用される前の期間である上、当時の同僚は、「会社は、昭和 28 年 8 月に船員保険の適用となった際、船主、船主の親戚及び浦出身者のみを加入させ、申立人のように免出身者や島外からの船員は加入させていなかった。その後、32 年 5 月に会社が全員を加入させようとしたが、それでも 3、4 人の者が加入しなかった。」と証言していることから、当該船舶所有者は、申立期間の一部期間（昭和 28 年 8 月 1 日から 32 年 4 月までの期間）において、必ずしもすべての従業員に対して船員保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、被保険者は「被保険者証記号番号」順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所の事業を継承したE社は既に解散し、当時の船舶所有者は死亡している上、当時の幹部船員のうち事情を聴取できた一人は、「申立人が、申立期間において、船員保険に加入していたかどうかは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 1 か月間において、A 社に事務補助として勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、いずれも「当時、A 社は、2 か月程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所は、試用期間中の従業員については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に整理番号に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、複数の同僚に確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 7 月 9 日まで

私は、昭和 40 年以前から平成 10 年まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされているのは納得できない。私は、国民年金の加入手続も、国民年金保険料を納付したこともないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、当時、申立人と同居していた申立人の妹の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日（昭和 40 年 8 月 1 日、43 年 7 月 9 日）及び喪失日（昭和 42 年 9 月 1 日、平成 10 年 5 月 31 日）はオンライン記録と一致している上、申立期間については、雇用保険の記録（昭和 42 年 8 月 31 日に離職、43 年 7 月 9 日に再取得）も確認できないことから、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、いったん申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を 42 年 9 月 1 日付けで喪失させ、改めて 43 年 7 月 9 日付けで被保険者資格を再取得させたものと考えられる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から32年5月まで

申立期間について、A社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に確認したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和30年3月に大学を卒業後、B社への就職が内定していたが、B社の都合により採用が取りやめとなったため、B社のあっせんを以てA社に入社した。申立期間について、当該事業所に就労していたことは間違いなく、当時の写真を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言及び提出された写真等から推認できる。

しかし、申立人が覚えている同僚で現場監督等であった者を除く4人のうち3人は、申立人と同様に当該事業所に係る被保険者記録が確認できず、当該事業所は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当時の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険

料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年10月1日から26年7月15日まで
②昭和27年12月27日から28年3月17日まで
③昭和29年2月20日から31年1月1日まで

私は、昭和24年10月1日にA社B支店に入社後、A社B支店が30年3月に倒産するまで継続して勤務しており、倒産後も同年12月末まで残務整理を行っていた。

当時の同僚は、年上の人ばかりであったので、現在、連絡先が分かる者はおらず、経理事務はC市にあった本社で行っていたので内情は分からないが、会社倒産時に警察から書類を没収され、その書類を整理するために警察に行ったことを覚えている。

同じ会社に継続して勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険加入記録が途切れているのが不思議でならないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管しているA社（昭和29年1月1日付けでD社に商号変更。以下「E本店」という。）及びA社B支店（以下「F支店」という。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日（昭和26年7月15日（E本店）、28年3月17日（F支店））及び資格喪失日（昭和27年12月27日（E本店）、29年2月20日（F支店））はオンライン記録と一致している上、申立期間①のうち、昭和24年10月1日から25年3月31日までの期間については、社会保険庁の記録上、A社（本支店を含む。）が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であり、当時、E本店に勤務していた者の一人は、「会社が社会保険に加入した昭和25年4月1日より前には誰も厚生年金保険に加入していないはずであ

る。」と証言している。

また、申立期間③のうち、昭和 29 年 6 月 5 日から 31 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が勤務していたとする F 支店の全喪後の期間であり、商業（閉鎖）登記簿によると、F 支店は、29 年 9 月 5 日付けで廃止され、E 本店も同年 9 月 30 日付けで破産宣告を受けていることが確認できる。

さらに、A 社の本支店に係る厚生年金保険の適用状況及び申立期間当時に A 社の本支店に勤務していた者の厚生年金保険加入記録から、その経緯は不明であるものの、A 社では、E 本店が厚生年金保険に新規適用された昭和 25 年 4 月 1 日以降、先ずは、G 県内にあった本支店に在籍していた者を随時資格取得させ、G 県外にあった支店に在籍していた者は、申立人と同様に 26 年 7 月 15 日付けで E 本店の被保険者資格を取得させていること、及び 27 年 12 月 27 日（A 社 H 支店の新規適用日）の時点において、G 県内外にかかわらず支店に在籍していた者については、申立人と同様に同年 12 月 27 日に E 本店の被保険者資格を喪失させ、その後、各支店の新規適用状況に応じて、被保険者資格を再取得（申立人にとっては、F 支店の新規適用日である昭和 28 年 3 月 17 日に再取得）させていることがうかがえる。

加えて、当該事業所の事業主及び役員は、死亡又は所在不明であり、申立期間当時、E 本店の経理課長であった者や A 社の本支店に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 27 年 1 月から同年 11 月まで
②昭和 28 年 1 月から同年 11 月まで
③昭和 29 年 11 月から 31 年まで
④昭和 31 年から 32 年 5 月まで

申立期間①については、昭和 27 年の前半は A 社、同年の途中から B 社に、申立期間②については、C 市 D 町の炭鉱（事業所名不明）に、申立期間③については、E 社に、申立期間④については、F 社にそれぞれ勤務していたが、社会保険庁の記録上、いずれも厚生年金保険被保険者期間とされていない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、昭和 27 年の前半に勤務していたとする A 社及び後半に勤務していたとする B 社は、社会保険庁の記録上、それぞれ G 社及び H 社であると推認されるが、社会保険庁が保管している両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の氏名を確認できない上、オンライン記録及び別の事業所（I 社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は申立期間①を含む期間（昭和 24 年 9 月 27 日から 28 年 1 月 8 日までの期間）において、別の事業所（I 社）における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間②について、申立人は、事業所の所在地しか覚えておらず、C 市 D 町に J 社（昭和 37 年 3 月に K 社に商号変更）という事業所が存在したことを確認できたが、申立人に確認しても事業所名を覚えておらず、当

該事業所を申立期間②に申立人が勤務していた事業所と特定することができない上、社会保険庁の記録上、J社及びK社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当時の事業主等の所在は不明であり、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が、申立期間③において勤務していたとするE社は、社会保険庁の記録上、L社と推認されるが、L社が厚生年金保険を適用されていた期間は、昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間（適用事業所名：L社）及び32年1月1日から38年3月15日までの期間（適用事業所名：適用時はM社。全喪時はN社）であり、申立期間③（昭和29年11月から31年途中まで）において、当該事業所は、適用事業所ではなかったものと考えられる上、社会保険庁が保管しているL社及びN社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の氏名を確認できない。

申立期間④について、申立人が、申立期間④において勤務していたとするF社は、社会保険庁の記録上、O社と推認されるが、O社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、O社は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、申立期間④当時の役員及び当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 10 日から 33 年 10 月 15 日まで
私は、昭和 30 年 10 月 10 日にA社に入社し、33 年 10 月 15 日まで勤務していた。

しかし、社会保険事務所に私の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間については厚生年金保険被保険者期間となっていないとの回答であった。

私は、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している失業保険適用台帳において、申立人に係る資格取得年月日は昭和 32 年 10 月 9 日、退社年月日は 33 年 7 月 16 日と記載されていることから、少なくとも申立期間のうち 32 年 10 月 9 日から 33 年 7 月 16 日までの期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、当該事業所が保管している昭和 33 年度の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、申立人の氏名を確認することができない。

また、当該事業所の事務担当者は、「申立期間当時の従業員から、『昭和 30 年代前半ごろは、1 年以上継続して勤務している従業員でないと厚生年金保険被保険者資格取得に係る手続を行っていなかった。また、当時、現場（工場）に勤務していた従業員（工員）は日給制で、日雇健康保険に加入させていた。』と聞いたことがある。」としているところ、

当該事業所に係る被保険者資格を昭和 32 年 7 月 1 日に取得した者が所持している 31 年 6 月、32 年 6 月及び同年 7 月の給与支給明細書によると、
i) 31 年 6 月及び 32 年 6 月の給与から厚生年金保険料が控除されておらず、同年 7 月の給与から厚生年金保険料が控除されていること、ii) 31 年 6 月及び 32 年 6 月の給与は日給制で、健康保険料が控除されていることが確認でき、31 年 6 月及び 32 年 6 月に控除された健康保険料は、その控除額から日雇健康保険料であると確認できる。

さらに、申立人が覚えている複数の同僚のうち事情を聴取できた 1 人及び申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した者で事情を聴取できた 21 人の合計 22 人は、いずれも申立人を覚えていない上、そのうちの 14 人については、それぞれが記憶している入社時期から 1 年以上経過した時点で厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっていることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。